

小児（5～11歳）のワクチン接種をご検討中の方へ

小児用新型コロナウイルスワクチン接種の接種券については、ワクチンの供給量に基づいて11歳の方から年齢の高い順に送付を開始していますが、小児のワクチン接種は予防接種法上の「努力義務」の対象ではなく、強制するものではありません。接種については、感染症予防の効果と副反応のリスク双方について考慮いただき、お子さんと相談のうえでご判断ください。

Q 小児の接種にはどのような副反応がありますか。

A 12歳以上の方と同様、接種部位の痛みやけん怠感、頭痛、発熱など、さまざまな症状が確認されています。それらのほとんどが軽度または中等度であり、回復もしていることから、安全性に大きな懸念はないと判断されています。

医学的観点から、接種を受けたくても受けられない方がいます。

ワクチン接種に関する差別や誹謗中傷は、絶対にやめましょう



Q なぜ小児の接種が必要なのですか。

A 今後も変異株が流行するおそれがあり、小児においても中等症や重症例が確認されていることから、ワクチン接種を進めることになりました。また、基礎疾患があるお子さんなど、特に重症化リスクが高い場合には、接種が推奨されています。 ※参考：厚生労働省

問合先

滝川市新型コロナウイルス
ワクチン接種実施本部
Tel.74-4010

知っていますか？医療費の助成制度

	対 象 者	適用医療費	窓口での医療費の負担（注）
重度心身障害者医療費	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方 ※3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	◆未就学児→自己負担なし ◆未就学児以外の市・道民税非課税世帯 …初診時一部負担金のみ負担 課税世帯 …医療費の1割を負担
	重度の知的障がいと診断された方（療育手帳A判定）		
	精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方	通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費 ※入院は対象外	
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭で20歳未満の子を扶養している母または父	入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	自己負担なし
	ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの20歳未満の子 ※18～20歳については、学生などに限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	
子ども医療費	未就学児	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	自己負担なし
	小学生	市・道民税非課税世帯	初診時一部負担金のみ負担 ※柔整、鍼灸などは一部負担金なし
		市・道民税課税世帯	医療費の1割を負担

（注）・すべての助成制度に所得制限があります。

・1か月および年間の自己負担限度額があります。

・文書料、差額ベッド代などの保険外診療や入院時の食事代および指定訪問看護の療養費の1割（別途月額限度額あり）は助成の対象となりません。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018